令和５年１２月１３日　建設経済委員会

建設経済部建築住宅課

議 案 説 明 資 料

１　議案第７８号　田川市空家等の適正管理に関する条例の一部改正について・・・Ｐ１

議案第７８号　田川市空家等の適正管理に関する条例の一部改正について

１　改正理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和５年６月１４日法律第５０号）の施行に伴い、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）を引用している本市の条例の引用部分を対応させる為。

２　改正内容

条番号の番号ずれが発生する２か所を、下表のとおり条例に反映する。

	改正後		現行
空家等対策計画についての条文	法第７条第１項に規定する	←	法第６条第１項に規定する
特定空家等に対する措置についての条文	法第２２条に規定する	←	法第１４条に規定する

３　施行日

公布の日から施行

４　資料

⑴　新旧対照表　　・・・Ｐ２

⑵　条例（案）全文　　・・・Ｐ３～Ｐ５

５　空家法改正の主な内容（参考）

管理の確保	危険な空き家を「特定空家」と定義し、特定空家に対する法的措置を規定していたこれまでの条文に加え、特定空家の前段階の空家を「管理不全空家」と新たに定義したうえで、管理不全空家に対する法的措置が規定された。更に、特定空家に適用されていた「法的勧告に伴う固定資産税の特例解除」の規定を、管理不全空家にも適用（拡充）する改正がなされた。
所有者責務の強化	特定空家の所有者に対し、自治体は報告徴収を行うことが可能となる規定が追加された。また、報告をしない者への罰則（過料）規定が追加された。
活用拡大	建築基準法の規制を緩和する「空家等活用促進区域」の設定が可能となった。

※　所要の改正により、条文が全１６条から全３０条に増えたことで条ずれが発生。

○田川市空家等の適正管理に関する条例（平成２９年条例第２２号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第４条まで　（略） （空家等対策審議会） 第５条　次に掲げる事項について審議するため、田川市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。 ⑴　法第７条第１項に規定する空家等対策計画の策定に関すること。 ⑵　特定空家等の認定に関すること。 ⑶　法第２２条に規定する特定空家等に対する措置（同条第２項の規定による勧告、同条第３項の規定による命令、同条第６項に規定する公開による意見の聴取又は同条第９項の規定による代執行をいう。）に関すること。 ⑷　その他空家等の適正な管理に関し、市長が必要と認める事項に関すること。 ２から５まで　（略） 第６条から第８条まで　（略）	第１条から第４条まで　（略） （空家等対策審議会） 第５条　次に掲げる事項について審議するため、田川市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。 ⑴　法第６条第１項に規定する空家等対策計画の策定に関すること。 ⑵　特定空家等の認定に関すること。 ⑶　法第１４条に規定する特定空家等に対する措置（同条第２項の規定による勧告、同条第３項の規定による命令、同条第６項に規定する公開による意見の聴取又は同条第９項の規定による代執行をいう。）に関すること。 ⑷　その他空家等の適正な管理に関し、市長が必要と認める事項に関すること。 ２から５まで　（略） 第６条から第８条まで　（略）

○田川市空家等の適正管理に関する条例

平成２９年１２月２０日

条例第２２号

田川市空き家等の適正管理に関する条例（平成２５年条例第１９号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、市内に所在する空家等の適切な管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において「市民等」とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内に事務所、事業所等を有する法人その他の団体をいう。

２　前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（市民等の役割）

第３条　市民等は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、速やかに市にその情報を提供するよう努めるものとする。

（緊急安全措置）

第４条　市長は、特定空家等について、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、当該特定空家等の所有者等の負担において、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

２　市長は、前項の措置を講じたときは、当該特定空家等の所在地及び当該措置の内容を当該特定空家等の所有者等に通知（所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告）をしなければならない。

（空家等対策審議会）

第５条　次に掲げる事項について審議するため、田川市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（１）　法第７条第１項に規定する空家等対策計画の策定に関すること。

（２）　特定空家等の認定に関すること。

（３）　法第２２条に規定する特定空家等に対する措置（同条第２項の規定による勧告、同条第３項の規定による命令、同条第６項に規定する公開による意見の聴取又は同条第９項の規定による代執行をいう。）に関すること。

（４）　その他空家等の適正な管理に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

２　審議会は、委員１０人以内をもって組織する。

３　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　弁護士

（２）　学識経験者

（３）　建築主事

（４）　警察職員

（５）　消防職員

（６）　市民等

（７）　その他市長が必要と認める者

４　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（関係機関との連携）

第６条　市長は、特定空家等について、適切な管理が行われていない状態を解消するために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に必要な協力を求めることができる。

（支援）

第７条　市長は、空家等について、適切な管理が行われていない状態になることを防ぎ、又は適切な管理が行われていない状態を改善する措置を講ずるために必要があると認めるときは、所有者等に対して必要な支援をすることができる。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正前の田川市空き家等の適正管理に関する条例第５条の規定により提供された情報及び同条例第６条の規定による調査により収集した情報は、法及びこの条例による改正後の田川市空家等の適正管理に関する条例の施行に必要な範囲で収集した情報とみなし、利用することができる。

（田川市空家等対策審議会委員の委嘱に係る特例）

３　この条例の施行の日以後最初に委嘱される審議会の委員（以下「新委員」という。）は、第５条第３項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に田川市空き家等の適正管理に関する条例第１２条の田川市空き家審議会の委員として委嘱されている者をもって充てる。この場合において、新委員の任期は、第５条第４項本文の規定にかかわらず、平成３０年３月３１日までとする。